避難道路沿道の住宅の地震対策について

１、補助制度の概要

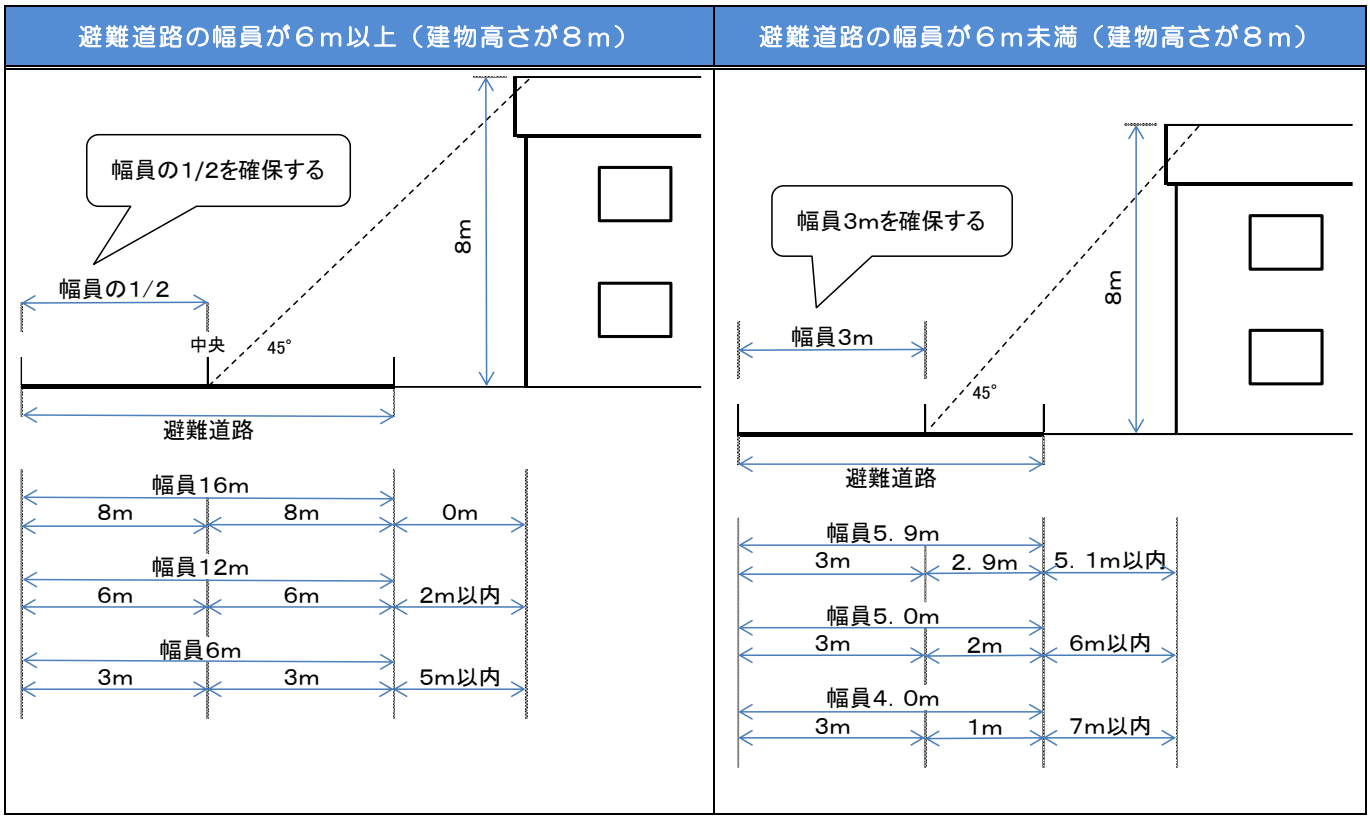
地震発生時において沿道建築物の倒壊による道路の閉塞を防ぎ、広域的な避難路を確保するため、避難道路沿道建築物の耐震診断（非木造住宅のみ）及び耐震改修を実施するものに対し補助金を上乗せするものである。

２、補助の対象

〇昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された避難道路沿道の住宅であること

※避難道路とは、震災時に避難場所などへ避難するために選定された道路をいう

〇規定の高さを超えるもの（避難道の幅員によって異なります）



３、補助金額

	避難道沿道の場合	一般住宅の場合
木造住宅の耐震改修費の補助上限額	一般診断法１５５万円 精密診断法１７５万円	一般診断法１３５万円 精密診断法１５５万円
非木造住宅の耐震診断費の補助上限額	１４０万円	１２０万円
非木造住宅の耐震改修費の補助上減額	６００万円	５００万円

４、その他注意事項

〇着工前に申請をすること

〇一般に、申請から実績報告までが年度内に完結する計画とすること

お問合せ先　　刈谷市役所建設部建築課住生活係　　TEL0566-62-1021